大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) による修学支援の対象機関となる大学等(確認大学等)に係る 確認の取消しについて

令和4年8月23日現在

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。 この取消しの効力発生日は、令和5年3月31日とする。

(私立専門学校)

確認大学等四名称	確認大学等口所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
ユービック情報専門学校	大阪市都島区片町2-10-5	学校法人東洋学園	大阪市旭区森小路2-21-1	修学支援法第15条第1項第一号
東洋きもの専門学校	大阪市旭区清水1-1-6	学校法人東洋学園	大阪市旭区森小路2-21-1	修学支援法第15条第1項第一号
平成医療学園専門学校	大阪市北区中津6-10-15	学校法人平成医療学園	大阪市北区豊崎7-7-17	修学支援法第15条第1項第一号
大阪YMCA国際専門学校	大阪市西区土佐堀1-5-6	学校法人大阪YMCA	大阪市西区土佐堀1-5-6	修学支援法第15条第1項第一号

[※]なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定されたものが在学しているときは、 当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。

(大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項)